

大学共同利用機関法人人間文化研究機構無期労働契約転換職員の定年等に関する規程

平成 25 年 3 月 26 日
規 程 第 1 3 1 号
平成 27 年 1 月 19 日改正
平成 27 年 2 月 23 日改正
平成 31 年 3 月 25 日改正
令和 4 年 9 月 26 日改正
令和 5 年 12 月 11 日改正
令和 6 年 3 月 25 日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する者で、労働契約法（平成19年法律第128号）第18条及び労働契約法の特例（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2及び大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第7条）の規定に基づき、労働が提供される期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）へ転換を申込み場合の手続及び無期労働契約へ転換した者（以下「無期労働契約転換職員」という。）の定年等について定めることを目的とする。

(無期労働契約転換職員の区分)

第2条 無期労働契約転換職員の区分は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 研究教育職員（無期） 機構職員任免規程（平成16年4月1日規程第24号。以下「職員任免規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、任期を定めて任用された研究教育職員から無期労働契約転換職員となった者
- 二 事務職員（無期） 職員任免規程第4条第2項の規定に基づき、任期を定めて任用された職員から無期労働契約転換職員となった者
- 三 技術職員（無期） 職員任免規程第4条第3項の規定に基づき、任期を定めて任用された職員から無期労働契約転換職員となった者
- 四 創発センター研究員（無期） 地域研究推進事業に従事する創発センター研究員就業規則（令和4年3月28日規程第161号）の適用を受ける年俸制適用職員から無期労働契約転換職員となった者
- 五 特定年俸制雇用職員（無期） 機構特定有期雇用職員規程（平成22年3月29日規程第123号）の適用を受ける年俸制適用職員から無期労働契約転換職員となった者
- 六 契約職員（無期） 機構契約職員就業規則（平成16年4月1日規程第19号）第3条第1号又は第2号に掲げる契約職員から無期労働契約転換職員となった者
- 七 パートタイム職員（無期） 機構パートタイム職員規則（平成16年4月1日規程第20号）第3条第1項に掲げるパートタイム職員から無期労働契約転換職員となった者
- 八 プロジェクト研究員（無期） 機構プロジェクト研究員規程（平成18年3月31

日規程第105号)の適用を受けるプロジェクト研究員から無期労働契約転換職員となった者

九 機関研究員(無期) 機構機関研究員規程(平成18年3月31日規程第107号)の適用を受ける機関研究員から無期労働契約転換職員となった者

十 客員教員(無期) 機構客員教員規程(平成18年3月31日規程第10号)の適用を受ける客員教員から無期労働契約転換職員となった者

十一 学振特別研究員(無期) 機特別研究員就業規則(令和6年3月25日規程第169号)の適用を受ける特別研究員から無期労働契約転換職員となった者

十二 特例無期労働契約転換職員 前各号に掲げる者以外で、無期労働契約転換職員となった者

(無期労働契約への転換申込み等の手続)

第3条 無期労働契約転換の申込みをしようとする者は、あらかじめ無期労働契約転換申込書(別紙様式1-1、1-2)を任期又は契約期間の満了を予定する日の30日前までに機構長に提出しなければならない。

2 前項の申込みがあった場合、機構長は無期労働契約転換申込受理通知書(別紙様式2)を申込み者に通知する。

3 第1項の申込みを取下げようとする者は、任期又は契約期間の満了を予定する日の10日前までに無期労働契約転換申出取下げ書(別紙様式3)を機構長に提出しなければならない。

(定年)

第4条 第2条第1号から第10号までに掲げる無期労働契約転換職員の定年年齢は満65歳とする。同条第12号に掲げる無期労働契約転換職員の定年年齢は機構長が別に定める。

2 無期労働契約転換職員が前項の定年年齢に達したときは、当該定年年齢に達した日以後の最初の3月31日に退職する。

3 第1項の定年年齢に達した日以後に無期労働契約転換職員となった者については、無期労働契約転換職員となった日を当該定年年齢に達した日とみなし、その日以後の最初の3月31日に退職する。

(就業規則の適用)

第5条 前条及び次条に定めるもののほか、無期労働契約転換職員の労働条件は、無期労働契約転換直前の職に適用されていた就業規則による。

(退職後の継続雇用)

第6条 第4条の規定により退職した無期労働契約転換職員(定年年齢が満65歳である無期労働契約転換職員を除く)の退職後の継続雇用の取扱いについては、大学共同利用機関法人人間文化研究暫定再任用職員就業規則(令和5年12月11日規程第167号)の規定を準用する。

2 第2条第6号から第10号までに掲げる職員及び第12号までに掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該職員の区分に応じ別表1に掲げる規定を除くものとする。この場合において、適用を除外される事項に係る継続雇用の取扱いは、それぞれ

無期労働契約転換直前の職に適用されていた就業規則の規定を準用する。

(その他必要な事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年12月11日から施行する。

(定年年齢にかかる経過措置)

第2条 第2条第1項第2号、第3号、第5号（無期転換前の職が特任研究員以外の者）及び第6号の職員の令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第4条及び第6条の規定の適用について、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

第2条の職員区分	適用除外する再任用職員就業規則規定
第6号及び第8号（契約職員就業規則適用者に限る。）の職員	第9条（勤務評定）、第15条（年次休暇）、第17条（給与の決定）、第19条（諸手当）第1項、第21条（短時間勤務職員の諸手当）及び第26条（職員就業規則の準用）
第7号、第8号（パートタイム職員就業規則適用者に限る。）、第9号及び第10号の職員	第9条（勤務評定）、第14条（勤務時間）第1項、第15条（年次休暇）、第17条（給与の決定）、第19条（諸手当）第1項、同条第7項及び同条第8項、第20条（フルタイム勤務職員の諸手当）、第21条（短時間勤務職員の諸手当）第3号から第6号まで及び第26条（職員就業規則の準用）
第11号及び第12号の職員	機構長が別に定める。

別紙様式 1 - 1 (第 3 条第 1 項関係)

無期労働契約転換申込書

申請日 (元号) 年 月 日

大学共同利用機関法人
人間文化研究機構長 殿

申込み者
所 属
氏 名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が 5 年を超えますので、労働契約法第 18 条の規定に基づき、労働を提供する期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

別紙様式 1 - 2 (第 3 条第 1 項関係)

無期労働契約転換申込書

申請日 (元号) 年 月 日

大学共同利用機関法人
人間文化研究機構長 殿

申込み者
所 属
氏 名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が 10 年を超えますので、労働契約法第 18 条及び労働契約法の特例の規定に基づき、労働を提供する期間の定めのない労働契約への転換の申し込みをします。

無期労働契約転換申込受理通知書

（元号） 年 月 日

（申込み者） 殿

大学共同利用機関法人
人間文化研究機構長 印

貴殿から（元号） 年 月 日に申請された無期労働契約転換申込書については、
受理しましたので、通知します。

（担当）

電 話

